

成年後見制度を見直す会ニュース

第2号

2013.2.18

成年後見制度を見直す会

連絡先：〒663-8003 兵庫県西宮市上大市5～1～8

社会福祉法人すばる福社会気付 ☎090(5047)0221 西定春

第2回公開学習会

重度知的当事者の 意思決定支援

～成年後見制度によらない支援の現場より～

お話：岩橋誠治さん(たこの木クラブ代表)

障がい当事者の権利を守るための成年後見制度。その必要性を感じつつも、果たして真に当事者の権利が守られているのでしょうか？

すばる舎で起こった出来事は、重度知的当事者の自立生活支援を担う私にとって見過ごすことのできない出来事でした。

また、一方でこの制度がこのような事が起こる可能性を以前から感じ、地域の中で自立生活を営む重度知的当事者の支援に際し、後見制度によらない様々な取り組みを行ってきたたこの木クラブ(東京都多摩市)。

その取り組みを報告する中で、権利保障の前にある本人の意思決定の支援について、参加者の皆さんと考えてみたいと思います。

日時：2013年3月30日(土) 14:00～17:00 (開場 13:30)

場所：立教大学池袋キャンパス 本館(モリス館)

2階1203教室

※池袋駅西口から徒歩約7分。立教通りに面した大学正門から入って正面の、時計台のある建物です。

豊島区西池袋3～34～1 ☎03(3985)2202[代表番号]

資料代：500円

成年後見制度の活用の視点～品川成年後見センターの活動から～

第1回公開学習会を、1月26日(土)に持ちました。講師は、品川成年後見センター所長の齋藤修一さんです。成年後見制度発足から10年間の成果と課題について、現場の運用実態から検証していただくという企画です。そのお話の中心は、市民後見をもっと増やして活用していこうということでした。

品川成年後見センターでこの11年間に扱った事案は212件で、現在も160人が利用していますが、その9割近くが高齢者だそうです。いろいろな地域の後見人のありようを見聞して齋藤さんが感じているのは、利用者本人の意思よりも後見人の執務の効率性を重視する傾向が一部であるということだそうです。たとえば、施設に入れた本人の通帳管理だけをしていて、本人には会いにも行かない後見人の話。たとえば、申立をする際に本人に判断能力がある場合でも、補助・保佐・後見の3種類のうち後見をつける傾向があるという話(85%が後見類型)。制度に関わる全ての機関や実務者が本人の能力をきちんと把握する必要があるということと、後見類型の方が権限を行使しやすいという理由によります。

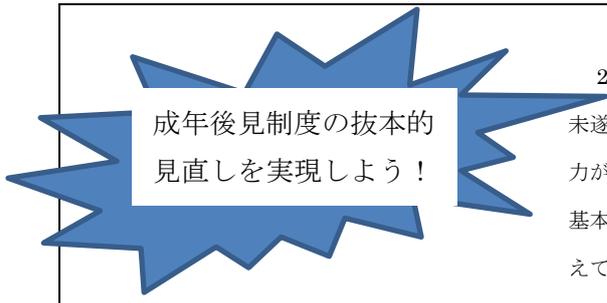
権利擁護のための制度としてはうまく機能していないのではないかと指摘が、まず一つ。一方で、地域では、判断能力の衰えた家族(親子)が誰にも支えられず家に閉じ込められている実態があります。地域における後見ニーズが充分に掘り起こせていないという指摘です。

この2つの課題を解決できるのが市民後見ではないかというのが、齋藤さんの中心の提起でした。市民後見というのは、弁護士等の専門職や家族ではなく地域で暮らす市民が後見人になることです。住民としての目線で利用者本人の生活に寄り添う後見ができる、専門職では難しい身上監護をきちんと行なえる、さらに地域作りという視点からは住民同士で支え合うセーフティネットの構築につながるという利点を齋藤さんはあげました。

品川成年後見センターには48人の市民後見人が登録されているそうです。さらに75人の区民がセンターの運営を手伝うなど、市民参加の運営を心がけている様子がうかがえました。利用者本人の楽しみ・喜びを見つけるのが後見人の役割であること、「障害」の重い軽いで判断することなく本人の感情を理解するように努めること、後見人等の主観的な評価を交えず本人の行動を見ること、やさしい言葉・眼差し・態度で接することなどを常日頃強調しているというお話でした。

制度としては、「生前事務委任契約」「任意後見契約」「死後事務委任契約」の「あんしん3点セット」を作ること品川でめざしているというお話もありました。また、日常生活自立支援事業を基盤にして、そこで賄えないものについて成年後見制度(法定後見)を使い、そこに市民後見を噛み合わせるという絵を国は描こうとしているということでした。ただ、それらのいろいろな制度的な見取り図があっても、結局は行政や社会福祉協議会の当事者意識や資力のないケースに対する公的助成を含む財政援助がないためにうまくそれが機能していない、というのが、齋藤さんの指摘でした。

本人の生活に寄り添う本人主義に基づいて成年後見制度を運用・改善しようとしている方向性に、好感を持った講演でした。(参加者20人)



成年後見制度の抜本的
見直しを実現しよう！

私達「成年後見制度を見直す会」がめざすもの

2011年12月兵庫県西宮市で起こった、成年後見人による知的ハンディのある方の連れ去り未遂事件をきっかけに活動を始めました。「重度の知的・精神的ハンディのある人は意思決定能力がない」として本人から決定権を奪って代わりに後見人に代行させるという「代行主義」の基本原則によって今の成年後見制度は組み立てられています。その基本的枠組みそのものを変えて制度を抜本的に見直すこと、そのために何が必要かを考えていきます。